



発行 新潟県

第 29 号

令和元年8月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 10 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）
- 11 新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

訓 令

- 3 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

告 示

- 314 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 315 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 316 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 317 都市計画の変更案の縦覧(都市政策課)

雑 報

- 公立大学法人新潟県立大学の平成30年度財務諸表（大学・私学振興課）

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 13 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第 10 号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和 35 年新潟県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（地域振興局長への委任）</p> <p>第 3 条の 3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(138) （略）</p> <p><u>(138)の 2 建築基準法第 9 条の 4 の規定により、必要な指導及び助言をすること。</u></p> <p><u>(138)の 3 建築基準法第 12 条第 5 項の規定により、建築物の所有者等に対し、報告を求めること（知事が指定したものを除く。）。</u></p> <p>(139)～(143) （略）</p> <p>(144) 建築基準法第 86 条の 8 第 3 項（<u>同法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定による全体計画の変更の認定をすること。</p> <p><u>(144)の 2 建築基準法第 87 条の 2 第 1 項の規定による全体計画の認定をすること。</u></p> <p><u>(144)の 3 建築基準法第 87 条の 3 第 5 項の規定による興行場等（博覧会建築物を除く。）の許可をすること。</u></p> <p>(145)～(158) （略）</p> <p>(159) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 15 条第 1 項の規定により、必要な措置をとることを命ずること（建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが 45 メートルを超える建築物（同法第 85 条第 5 項若しくは第 6 項の仮設興行場等、<u>同法第 87 条の 3 第 5 項の興行場等又は同条第 6 項の特別興行場等</u>（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第 169 号までにおいて同じ。）。</p> <p>(160)～(169) （略）</p> <p>(170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条の規定による要安全確認計画記載建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること（建築基準法第 6 条第 1 項</p>	<p>（地域振興局長への委任）</p> <p>第 3 条の 3 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(138) （略）</p> <p>(139)～(143) （略）</p> <p>(144) 建築基準法第 86 条の 8 第 3 項の規定による全体計画の変更の認定をすること。</p> <p>(145)～(158) （略）</p> <p>(159) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 15 条第 1 項の規定により、必要な措置をとることを命ずること（建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが 45 メートルを超える建築物（同法第 85 条第 5 項又は第 6 項の仮設興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第 169 号までにおいて同じ。）。</p> <p>(160)～(169) （略）</p> <p>(170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条の規定による要安全確認計画記載建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること（建築基準法第 6 条第 1 項</p>

の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第177号の19までにおいて同じ。）。

(171)～(184) (略)

(185) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第195号までにおいて同じ。）。

(186)～(204) (略)

(205) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第212号までにおいて同じ。）。

(206)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、同法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第177号の19までにおいて同じ。）。

(171)～(184) (略)

(185) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第195号までにおいて同じ。）。

(186)～(204) (略)

(205) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第212号までにおいて同じ。）。

(206)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、計画の認定をすること（建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物（同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この号において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。）。

(233)～(243) (略)	(233)～(243) (略)
4～10 (略)	4～10 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月13日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第11号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（地区建築主事の分掌事務）</p> <p>第3条 地域振興局に勤務する建築主事（以下「地区建築主事」という。）は、法第6条第1項各号に掲げる建築物の確認（確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物（法第85条第5項若しくは第6項の仮設興行場等、<u>法第87条の3第5項の興行場等又は同条第6項の特別興行場等</u>（以下この項において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物の確認を除く。）に関する事務を行う。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 地区建築主事は、法第7条の6第1項第2号又は法第18条第24項第2号（これらの規定を法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の認定の事務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（書類の経由）</p> <p>第5条 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条の2第5項（法第87条第1項、<u>第87条の4</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認審査報告書</p> <p>(2) 法第7条の2第3項（<u>法第87条の4</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査の引受けを行つた旨の通知</p> <p>(3) 法第7条の2第6項（<u>法第87条の4</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査報告書</p> <p>(4) 法第7条の4第2項（<u>法第87条の4</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する検査の引受けを行つた旨の通知</p>	<p style="text-align: center;">（地区建築主事の分掌事務）</p> <p>第3条 地域振興局に勤務する建築主事（以下「地区建築主事」という。）は、法第6条第1項各号に掲げる建築物の確認（確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物（法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等（以下この項において単に「仮設興行場等」という。）を除く。）又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物の確認を除く。）に関する事務を行う。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 地区建築主事は、法第7条の6第1項第2号又は法第18条第24項第2号（これらの規定を法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物、建築設備又は工作物の仮使用の認定の事務を行う。</p> <p style="text-align: center;">（書類の経由）</p> <p>第5条 次に掲げる書類は、建築物、工作物又は敷地の所在地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。</p> <p>(1) 法第6条の2第5項（法第87条第1項、<u>第87条の2</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認審査報告書</p> <p>(2) 法第7条の2第3項（<u>法第87条の2</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する検査の引受けを行つた旨の通知</p> <p>(3) 法第7条の2第6項（<u>法第87条の2</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査報告書</p> <p>(4) 法第7条の4第2項（<u>法第87条の2</u>（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する検査の引受けを行つた旨の通知</p>

<p>(5) 法第 7 条の 4 第 6 項 (法第 87 条の 4 (法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査報告書</p> <p>(6) (略)</p> <p>(特定建築設備等の定期報告の時期)</p> <p>第 12 条の 2 省令第 6 条第 1 項又は省令第 6 条の 2 の 2 第 1 項の規定による報告の時期は、1 年ごととし、<u>法第 87 条の 4</u> 又は法第 88 条第 1 項において準用する法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。</p> <p>(許可申請書等の添付書類)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>省令第 10 条の 4 の 5 第 1 項第 4 号</u>及び<u>省令第 10 条の 4 の 8 第 1 項第 3 号</u>の規定により規則で定める図書又は書面は、第 1 項に規定する図書(付近見取図及び配置図を除く。)及び書面とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(5) 法第 7 条の 4 第 6 項 (法第 87 条の 2 (法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。)及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する中間検査報告書</p> <p>(6) (略)</p> <p>(特定建築設備等の定期報告の時期)</p> <p>第 12 条の 2 省令第 6 条第 1 項又は省令第 6 条の 2 の 2 第 1 項の規定による報告の時期は、1 年ごととし、<u>法第 87 条の 2</u> 又は法第 88 条第 1 項において準用する法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。</p> <p>(許可申請書等の添付書類)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>省令第 10 条の 4 の 4 第 1 項第 4 号</u>及び<u>省令第 10 条の 4 の 7 第 1 項第 3 号</u>の規定により規則で定める図書又は書面は、第 1 項に規定する図書(付近見取図及び配置図を除く。)及び書面とする。</p> <p>4 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県訓令第3号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月13日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 土木部 （略）	
建築住宅課		建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項（同法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び同法第7条の2第1項（同法 <u>第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、指定確認検査機関の指定をすること。	（略）	(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項（同法第87条第1項、 <u>第87条の2第1項</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び同法第7条の2第1項（同法 <u>第87条の2第1項</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、指定確認検査機関の指定をすること。	（略）
(2) 建築基準法第6条の2第6項（同法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。		(2) 建築基準法第6条の2第6項（同法第87条第1項、 <u>第87条の2第1項</u> 又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。	
(2)の2～(15) （略）		(2)の2～(15) （略）	
（略）		（略）	

告 示

◎新潟県告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和元年8月13日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
松之山薬局本店	十日町市松之山1600番地	育成医療・更生医療	令和元年8月1日
共栄堂薬局さど店	佐渡市千種113-14	育成医療・更生医療	令和元年8月1日

◎新潟県告示第315号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年8月13日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
レモン薬局	長岡市信濃2丁目7番1号	育成医療・更生医療	令和元年8月1日
ひいらぎ調剤薬局	胎内市大川町15番11号	育成医療・更生医療	令和元年8月1日
クスリのアオキ美沢薬局	長岡市沖田1丁目16番地	育成医療・更生医療	令和元年8月1日

◎新潟県告示第316号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年8月13日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
松之山薬局	十日町市松之山1600番地	育成医療・更生医療	令和元年7月16日

◎新潟県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和元年8月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 五泉都市計画道路
- (2) 名称 3・5・4号 土深本町善願線
3・4・6号 北五泉停車場線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・5・4号 土深本町善願線

ア 追加する部分

五泉市泉町1丁目、五泉字城廻、宮町、本町3丁目の各一部

- イ 削除する部分
五泉市泉町1丁目、泉町2丁目、五泉字城廻、宮町、本町3丁目、本町4丁目の各一部
- (2) 3・4・6号 北五泉停車場線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
五泉市大川前、旭町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 令和元年8月13日
至 令和元年8月27日
 - (2) 場所
 - ア 新潟市秋葉区新津4524番地1 (〒956-8625)
新潟県新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課
 - イ 五泉市太田1094番地1 (〒959-1692)
五泉市都市整備課都市計画係
- 4 意見書の提出方法
案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。
- 5 意見書を提出できる者
五泉市の住民並びに利害関係人
- 6 意見書の提出期限
令和元年8月27日(火)(必着のこと。)

雑 報

公立大学法人新潟県立大学の平成30年度財務諸表について(公告)

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第34条第3項の規定により、公立大学法人新潟県立大学の平成30年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和元年8月13日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,224,026,040
建物	2,950,479,825	
減価償却累計額	<u>△ 610,055,093</u>	2,340,424,732
構築物	4,352,400	
減価償却累計額	<u>△ 1,927,080</u>	2,425,320
工具器具備品	292,721,367	
減価償却累計額	<u>△ 127,973,730</u>	164,747,637
図書		377,081,381
美術品・收藏品		2,410,000
建設仮勘定		<u>35,313,840</u>
有形固定資産合計		4,146,428,950

2 無形固定資産

ソフトウェア		<u>35,295,380</u>
無形固定資産合計		35,295,380

3 投資その他の資産

長期前払費用		38,804
その他の投資その他の資産		<u>745,000</u>
投資その他の資産合計		<u>783,804</u>

固定資産合計		4,182,508,134
--------	--	---------------

II 流動資産

現金及び預金	646,846,320	
未収学生納付金収入	5,700,000	
未収入金	2,031,540	
前払費用	1,594,533	
その他の流動資産		<u>181,533</u>

流動資産合計		<u>656,353,926</u>
--------	--	--------------------

資産合計		<u>4,838,862,060</u>
------	--	----------------------

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	427,251,186	
資産見返補助金等	239,292	
資産見返寄附金	11,007,379	
資産見返物品受贈額	309,532,703	
建設仮勘定見返運営費交付金	9,609,840	
建設仮勘定見返施設費	<u>25,704,000</u>	783,344,400

長期リース債務		<u>104,881,495</u>
---------	--	--------------------

固定負債合計		888,225,895
--------	--	-------------

II 流動負債

運営費交付金債務	131,284,482	
預り補助金等	307,273	
寄附金債務	7,626,527	
前受金	469,074	
預り科学研究費補助金等	5,153,222	
預り金	22,853,209	
未払金	187,494,208	
リース債務	42,888,876	
資産除去債務	<u>14,675,638</u>	

流動負債合計		<u>412,752,509</u>
--------	--	--------------------

負債合計		1,300,978,404
------	--	---------------

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>3,462,596,047</u>	
資本金合計		3,462,596,047

II 資本剰余金

資本剰余金	324,900,365	
損益外減価償却累計額(△)	<u>△ 548,599,381</u>	
資本剰余金合計		△ 223,699,016

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金	109,930,514	
目的積立金	174,632,126	
積立金	1,173,000	
当期末処分利益	<u>13,250,985</u>	
(うち当期総利益)	(13,250,985)	
利益剰余金合計		<u>298,986,625</u>

純資産合計		<u>3,537,883,656</u>
-------	--	----------------------

負債純資産合計		<u>4,838,862,060</u>
---------	--	----------------------

損益計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	227,981,774	
研究経費	58,333,228	
教育研究支援経費	28,031,026	
受託研究費	1,583,000	
受託事業費	434,019	
役員人件費	34,855,112	
教員人件費	904,363,622	
職員人件費	<u>256,106,356</u>	1,511,688,137

一般管理費		97,331,596
-------	--	------------

財務費用

支払利息	<u>1,989,266</u>	1,989,266
------	------------------	-----------

雑損

		<u>92,260</u>
--	--	---------------

経常費用合計

		<u>1,611,101,259</u>
--	--	----------------------

経常収益

運営費交付金収益		792,822,756
----------	--	-------------

授業料収益		586,669,200
-------	--	-------------

入学金収益		140,295,000
-------	--	-------------

検定料収益		41,760,000
-------	--	------------

受託研究等収益

国又は地方公共団体からの受託研究等収益	803,000	
---------------------	---------	--

その他団体からの受託研究等収益	<u>780,000</u>	1,583,000
-----------------	----------------	-----------

受託事業等収益

国又は地方公共団体からの受託事業等収益	380,559	
---------------------	---------	--

その他団体からの受託事業等収益	<u>53,460</u>	434,019
-----------------	---------------	---------

補助金等収益

		2,348,133
--	--	-----------

寄附金収益

		9,535,892
--	--	-----------

施設費収益

		4,958,280
--	--	-----------

資産見返負債戻入

資産見返運営費交付金等戻入	20,295,762	
---------------	------------	--

資産見返補助金等戻入	124,848	
------------	---------	--

資産見返寄附金戻入	1,271,994	
-----------	-----------	--

資産見返物品受贈額戻入	<u>1,215,697</u>	22,908,301
-------------	------------------	------------

財務収益		
受取利息	<u>19,622</u>	19,622
雑益		
財産貸付料収益	1,704,600	
物品受贈益	3,949,034	
科学研究費補助金間接経費収入	9,414,079	
その他	<u>5,950,329</u>	<u>21,018,042</u>
経常収益合計		<u>1,624,352,245</u>
経常利益		13,250,986
臨時損失		
固定資産除却損		<u>1</u> 1
当期純利益		13,250,985
当期総利益		<u>13,250,985</u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 210,093,589
	人件費支出	△ 1,138,737,613
	その他の業務支出	△ 89,062,618
	運営費交付金収入	822,833,846
	授業料収入	568,154,500
	入学金収入	134,655,000
	検定料収入	41,760,000
	受託研究等収入	2,603,000
	受託事業等収入	49,720
	補助金等収入	1,359,450
	寄附金等収入	3,740,215
	預り金の増減	4,770,947
	その他の収入	<u>19,435,991</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	161,468,849
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 57,841,031
	無形固定資産の取得による支出	△ 19,657,664
	敷金の差入による支出	△ 240,000
	施設費による収入	<u>30,662,280</u>
	小計	△ 47,076,415
	利息の受取額	<u>19,622</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 47,056,793
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	<u>△ 41,999,965</u>
	小計	△ 41,999,965
	利息の支払額	<u>△ 1,905,986</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 43,905,951
IV	資金増減額	70,506,105
V	資金期首残高	<u>576,340,215</u>
VI	資金期末残高	<u><u>646,846,320</u></u>

利益の処分に関する書類

(令和元年7月19日)

(単位:円)

I	当期末処分利益		13,250,985
	当期総利益	13,250,985	
II	利益処分類		
	積立金	357,000	
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額		
	教育研究等環境改善積立金	<u>12,893,985</u>	<u>13,250,985</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	1,511,688,137	
一般管理費	97,331,596	
財務費用	1,989,266	
雑損	92,260	
臨時損失	1	<u>1,611,101,260</u>

(2) (控除) 自己収入等

授業料収益	△ 586,669,200	
入学金収益	△ 140,295,000	
検定料収益	△ 41,760,000	
受託研究等収益	△ 1,583,000	
受託事業等収益	△ 434,019	
寄附金収益	△ 9,535,892	
資産見返寄附金戻入	△ 1,271,994	
財務収益	△ 19,622	
雑益	<u>△ 11,603,963</u>	<u>△ 793,172,690</u>

業務費用合計 817,928,570

II 損益外減価償却相当額 74,450,429

III 引当外賞与増加見積額 574,074

IV 引当外退職給付増加見積額 △ 31,996,678

V 機会費用

地方公共団体出資の機会費用 -

VI 行政サービス実施コスト 860,956,395

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金等特定の目的で交付された運営費交付金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～47年
構築物	10年
工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準88第2項に基づき当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年国債の利回りは-0.095%でしたが、「平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱について(留意事項)」(平成28年4月25日付け総務省 事務連絡)に基づき、利率を0%として計算しています。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

II 「貸借対照表」注記

- (1) 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は66,610千円です。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は458,457千円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付見積額は、上記金額には含んでいません。)

III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 重要な非資金取引の内容

- (1) 無償譲与による固定資産の受入

図書	696,568	円
合 計	696,568	円

- (2) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	44,064,000	円
合 計	44,064,000	円

- (3) 現物寄附による資産の取得

図書	4,536	円
工具器具備品	1,050,840	円
少額資産	3,949,034	円
合 計	5,004,410	円

- (4) 重要な資産除去債務の計上

建物	14,675,638	円
合 計	14,675,638	円

IV 「行政サービス実施コスト計算書」注記

- (1) 引当外賞与増加見積額には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (2) 引当外退職給付増加見積額には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (3) 機会費用の内訳
機会費用はすべて設立団体(新潟県)に係るものです。

V 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VI 重要な後発事象

該当事項はありません。

VII 金融商品の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金及び国債、地方債等に限定した資金運用を行っています。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	646,846,320	646,846,320	-
(2) 未払金	(187,494,208)	(187,494,208)	-

負債に計上されているものは、()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

VIII 賃貸等不動産関係

該当事項はありません。

IX 資産除去債務に関する事項

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の内容

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去費用

(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

見込期間1年、割引率0%として資産除去債務を計算しています。

(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容

期首残高	- 円
資産除去債務の計上による増加	14,675,638 円
時の経過による調整額	- 円
期末残高	14,675,638 円

2 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

石綿障害予防規則等に基づき処理することが義務付けられているアスベストを含有する建物を有していますが、現時点で当該建物の解体時期が定まっておらず、また除去費用の見積もりを行っていないため、資産除去債務を合理的に見積もることができないことから、資産除去債務を計上していません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額	当期償却額	当期損益内	当期損益外				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	2,538,259,224	14,675,638	-	2,552,934,862	544,499,341	70,650,269	-	-	-	2,008,435,521	
	工具器具備品	3,978,720	-	-	3,978,720	862,056	795,744	-	-	-	3,116,664	
	図書	2,335,348	-	-	2,335,348	-	-	-	-	-	2,335,348	
	計	2,544,573,292	14,675,638	-	2,559,248,930	545,361,397	71,446,013	-	-	-	2,013,887,533	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	395,314,979	2,229,984	-	397,544,963	65,555,752	12,276,274	-	-	-	331,989,211	
	構築物	4,352,400	-	-	4,352,400	1,927,080	435,240	-	-	-	2,425,320	
	工具器具備品	268,620,770	61,287,374	41,165,497	288,742,647	127,111,674	48,057,408	-	-	-	161,630,973	
	図書	369,676,628	9,841,533	4,772,128	374,746,033	-	-	-	-	-	374,746,033	
計	1,037,964,777	73,358,891	45,937,625	1,065,386,043	194,594,506	60,768,922	-	-	-	870,791,537		
非償却資産	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	-	-	-	1,224,026,040	
	美術品・收藏品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	-	-	-	2,410,000	
	建設仮勘定	-	35,313,840	-	35,313,840	-	-	-	-	-	35,313,840	
	計	1,226,436,040	35,313,840	-	1,261,749,880	-	-	-	-	-	1,261,749,880	
有形固定資産合計	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	-	-	-	1,224,026,040	
	建物	2,933,574,203	16,905,622	-	2,950,479,825	610,055,093	82,926,543	-	-	-	2,340,424,732	
	構築物	4,352,400	-	-	4,352,400	1,927,080	435,240	-	-	-	2,425,320	
	工具器具備品	272,599,490	61,287,374	41,165,497	292,721,367	127,973,730	48,853,152	-	-	-	164,747,637	
	図書	372,011,976	9,841,533	4,772,128	377,081,381	-	-	-	-	-	377,081,381	
	美術品・收藏品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	-	-	-	2,410,000	
	建設仮勘定	-	35,313,840	-	35,313,840	-	-	-	-	-	35,313,840	
	計	4,808,974,109	123,348,369	45,937,625	4,886,384,853	739,955,903	132,214,935	-	-	-	4,146,428,950	
無形固定資産 (特定償却資産)	ソフトウェア	14,014,080	1,728,000	-	15,742,080	3,237,984	3,004,416	-	-	-	12,504,096	
	計	14,014,080	1,728,000	-	15,742,080	3,237,984	3,004,416	-	-	-	12,504,096	
無形固定資産 (特定償却資産以外)	ソフトウェア	70,047,061	20,712,079	-	90,759,140	67,967,856	2,379,755	-	-	-	22,791,284	
	計	70,047,061	20,712,079	-	90,759,140	67,967,856	2,379,755	-	-	-	22,791,284	
無形固定資産合計	ソフトウェア	84,061,141	22,440,079	-	106,501,220	71,205,840	5,384,171	-	-	-	35,295,380	
	計	84,061,141	22,440,079	-	106,501,220	71,205,840	5,384,171	-	-	-	35,295,380	
投資その他の資産	長期前払費用	61,776	7,916	30,888	38,804	-	-	-	-	-	38,804	
	差入敷金・保証金	505,000	240,000	-	745,000	-	-	-	-	-	745,000	
	計	566,776	247,916	30,888	783,804	-	-	-	-	-	783,804	

(2) たな卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

該当事項はありません。

(8) 資産除去債務の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
石綿障害予防規則	-	14,675,638	-	14,675,638	基準第91特定の除去費用等: 14,675,638円
計	-	14,675,638	-	14,675,638	

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要	
資本金	地方公共団体出資金	3,462,596,047	-	-	3,462,596,047	
	計	3,462,596,047	-	-	3,462,596,047	
資本剰余金	無償譲与	2,410,000	-	-	2,410,000	
	運営費交付金	505,000	240,000	-	745,000	
	目的積立金	299,689,217	-	-	299,689,217	
	繰越積立金	20,328,148	1,728,000	-	22,056,148	(注1)
	計	322,932,365	1,968,000	-	324,900,365	
	損益外減価償却累計額	△ 474,148,952	△ 74,450,429	-	△ 548,599,381	(注2)
	差引計	△ 151,216,587	△ 72,482,429	-	△ 223,699,016	

(注1) 当期増加額は、前中期目標期間繰越積立金を取崩し、資産を購入したものです。

(注2) 当期増加額は、新潟県からの現物出資(建物)等に係る減価償却です。

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(11) - 1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
積立金	714,000	459,000	-	1,173,000	(注1)
教育研究等環境改善積立金	142,829,894	31,802,232	-	174,632,126	(注2)
前中期目標期間繰越積立金	111,658,514	-	1,728,000	109,930,514	(注3)
計	255,202,408	32,261,232	1,728,000	285,735,640	

(注1) (注2) 当期増加額は、平成29年度の利益処分によるものです。

(注3) 当期減少額は、業務の財源として当該積立金の使途に沿った資産購入によるものです。

(11) - 2 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

積立金の名称及び事業名	前中期目標期間繰越積立金	
	ネットワーク施設 整備事業	計
ソフトウェア	1,728,000	1,728,000
合 計	1,728,000	1,728,000

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12) - 1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交 付金収益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成27年度	12,962,258	-	12,962,258	-	-	12,962,258	-
平成28年度	73,208,000	-	39,615,081	33,592,919	-	73,208,000	-
平成29年度	73,208,000	-	-	15,131,518	-	15,131,518	58,076,482
平成30年度	-	822,833,846	740,245,417	9,140,429	240,000	749,625,846	73,208,000
合 計	159,378,258	822,833,846	792,822,756	57,864,866	240,000	850,927,622	131,284,482

(12) - 2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	平成27年度 交付分	平成28年度 交付分	平成29年度 交付分	平成30年度 交付分	合計
期間進行基準	-	-	-	603,594,382	603,594,382
費用進行基準	12,962,258	39,615,081	-	136,651,035	189,228,374
計	12,962,258	39,615,081	-	740,245,417	792,822,756

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13)-1 施設費の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘 要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	その他	
新校舎建設 (建設工事基本設計)	25,704,000	25,704,000	-	-	
既存校舎解体 (石綿含有建材調査)	1,890,000	-	-	1,890,000	その他は施設費収益
既存校舎解体 (解体工事設計)	3,068,280	-	-	3,068,280	その他は施設費収益
計	30,662,280	25,704,000	-	4,958,280	

(13)-2 補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	当 期 振 替 額					摘 要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
水俣病関連情報発信事業	934,973	-	-	-	-	934,973	
地(知)の拠点大学による地方 創生推進事業(COC+)	1,413,160	-	-	-	-	1,413,160	(注)
計	2,348,133	-	-	-	-	2,348,133	

(注)地(知)の拠点大学による地方創生推進事業には精算による返金額190,840円があり、当期交付金額から除いています。

なお、返金額は前期分116,433円を含め307,273円を預り補助金等に計上しています。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給料等		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員
役員	常 勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		30,894,324	2	2,030,112	-	-
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		1,930,676	5	-	-	-
	計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		32,825,000	7	2,030,112	-	-
教員	常 勤	(320,370,505)	(36)	(49,847,838)	(101,983,955)	(5)
		665,686,085	78	100,821,071	111,626,714	8
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		26,212,400	41	17,352	-	-
	計	(320,370,505)	(36)	(49,847,838)	(101,983,955)	(5)
		691,898,485	119	100,838,423	111,626,714	8
職員	常 勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		164,943,386	25	25,914,267	-	-
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		56,570,513	24	8,678,190	-	-
	計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		221,513,899	49	34,592,457	-	-
合計	常 勤	(320,370,505)	(36)	(49,847,838)	(101,983,955)	(5)
		861,523,795	105	128,765,450	111,626,714	8
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		84,713,589	70	8,695,542	-	-
	計	(320,370,505)	(36)	(49,847,838)	(101,983,955)	(5)
		946,237,384	175	137,460,992	111,626,714	8

(注1)役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2)教職員に対する給与及び退職給付の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) ()内には、新潟県からの承継職員に係る金額及び支給人員を内数で記載しています。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	30,540,929	
備品費	3,511,948	
印刷製本費	11,687,146	
水道光熱費	24,546,187	
旅費交通費	11,352,333	
通信運搬費	1,756,955	
賃借料	6,497,455	
車両燃料費	2,269	
保守費	7,720,298	
修繕費	4,286,422	
損害保険料	578,491	
広告宣伝費	123,120	
行事費	1,341,221	
諸会費	1,069,003	
会議費	158,953	
報酬・委託・手数料	50,127,776	
奨学費	20,385,100	
減価償却費	51,362,874	
雑費	933,294	227,981,774
研究経費		
消耗品費	17,178,519	
備品費	8,642,074	
印刷製本費	3,048,285	
水道光熱費	6,614,704	
旅費交通費	8,880,487	
通信運搬費	371,722	
賃借料	528,372	
車両燃料費	7,676	
保守費	1,039,914	
修繕費	561,928	
損害保険料	9,280	
諸会費	2,893,730	
報酬・委託・手数料	7,113,832	
減価償却費	1,434,493	
雑費	8,212	58,333,228
教育研究支援経費		
消耗品費	7,332,296	
印刷製本費	67,071	
図書費	4,772,128	
水道光熱費	3,373,940	
通信運搬費	533,210	
賃借料	1,102,712	
保守費	530,411	
修繕費	8,411	
諸会費	142,000	
報酬・委託・手数料	3,173,653	
減価償却費	6,995,194	28,031,026
受託研究費		1,583,000

受託事業費			434,019
役員人件費			
報酬		32,160,000	
通勤手当		665,000	
法定福利費		<u>2,030,112</u>	34,855,112
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	470,582,601		
通勤手当	12,960,628		
賞与	182,142,856		
退職給付費用	111,626,714		
法定福利費	<u>100,821,071</u>	878,133,870	
非常勤教員給与			
給料	26,212,400		
法定福利費	<u>17,352</u>	<u>26,229,752</u>	904,363,622
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	122,022,577		
通勤手当	3,061,400		
賞与	39,859,409		
法定福利費	<u>25,914,267</u>	190,857,653	
非常勤職員給与			
給料	54,093,834		
通勤手当	1,789,329		
賞与	687,350		
法定福利費	<u>8,678,190</u>	<u>65,248,703</u>	256,106,356
一般管理費			
消耗品費		2,648,039	
備品費		694,255	
印刷製本費		10,095,996	
水道光熱費		2,461,956	
旅費交通費		4,770,013	
通信運搬費		1,578,379	
賃借料		2,374,343	
車両燃料費		45,731	
保守費		7,980,746	
修繕費		5,769,960	
損害保険料		1,134,888	
広告宣伝費		1,994,760	
行事費		1,165,651	
諸会費		1,584,835	
会議費		181,371	
報酬・委託・手数料		49,379,703	
租税公課		44,500	
減価償却費		3,356,116	
雑費		<u>70,354</u>	97,331,596

(17) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
寄附金	12,693,659	46	(注)
合 計	12,693,659	46	

(注) 当期受入額には、科研費等による現物寄附の受入5,004,410円を含んでいます。

(18) 受託研究の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	203,000	203,000	-
	間接経費	-	-	-	-
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	600,000	600,000	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人 ・国立大学法人	直接経費	-	600,000	600,000	-
	間接経費	-	180,000	180,000	-
合 計	直接経費	-	1,403,000	1,403,000	-
	間接経費	-	180,000	180,000	-

(19) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(20) 受託事業等の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
地方公共団体 (設立団体)	直接経費	-	380,559	380,559	-
	間接経費	-	-	-	-
その他	直接経費	-	53,460	53,460	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	-	434,019	434,019	-
	間接経費	-	-	-	-

(21) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
基盤研究(A)	(100,000) 30,000	1	
基盤研究(B)	(13,182,000) 4,056,600	15	
基盤研究(C)	(9,870,000) 2,961,000	20	
若手研究	(2,100,000) 630,000	1	
国際共同研究強化	(-) -	1	
基盤B(特設分野研究)	(900,000) 270,000	1	
合 計	(26,152,000) 7,947,600	39	

(注1) 当期受入額については、間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載して
います。

(注2) 当期受入額には、翌事業年度以降に執行する金額を含んでいます。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(22) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現金	5,000
預金	646,841,320
計	646,846,320

(22) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
人件費	108,359,140
富士通株式会社	17,980,475
株式会社富士通エフサス	7,992,000
富士通リース株式会社	3,817,438
オフィス株式会社	22,095,541
株式会社シアンス	6,420,600
その他	20,829,014
計	187,494,208

(22) - 3 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
工具器具備品	218,904
図書	309,313,799
計	309,532,703